

公益社団法人大森法人会 青年部会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本部会は、公益社団法人大森法人会青年部会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大田区池上 1～27～7 公益社団法人大森法人会内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第2条 本会は、公益社団法人大森法人会の定款に定める目的に従って法人会活動を推進し、その発展に協力すると共に、次代経営者の育成並びに会員相互の研鑽並びに親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 法人会活動を活発化するため、本部活動を積極的に支援する。
2. 経営関係諸問題についての座談会、見学会等を開催し、あわせて 経理能力、税務知識の向上を図るため講習会等を開催する。
3. その他会員企業の相互啓発を促進し、親睦、協調と連帯を深めるために必要な事業を行う。

第3章 組 織

(組織)

第4条 大森税務署の管轄区域内に事務所を有し、公益公益社団法人大森法人会員の年齢 50 歳以下の法人代表者および代表者の推薦する役員その他の者で組織する。

第4章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより入会申込書を公益社団法人大森法人会に提出し、その承認を得るものとする。

(資格の喪失)

第6条 会員は、その所属法人の法人会からの退会、事業の閉鎖又は解散、除名によりその資格を喪失する。

(会計)

第7条 本会の運営に必要な経費は、別に定める会費及び公益社団法人大森法人会の補助金を以てこれに充てる。ただし特別な事業等必要と認められる場合には役員会の議決を経て、その都度臨時会費を徴収する。

第5章 役 員

(役員)

第8条 青年部会に次の役員を置く。

1. 役員 25 名以内
2. 役員のうち互選により、1 名を部会長、5 名以内を副部会長とする。

(役員の選任と任期)

第9条 役員は、総会において会員のなかから選出される。役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、満50歳に達した後、最初に到来する任期満了の日をもって終了とする。

(役員の職務)

第10条 部会長は、本会を代表し会務を総括する。

副部会長は会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。役員は、会務の円滑な運営について協議、推進する。

第6章 会 議

(会議)

第11条 会議は総会および役員会とし、部会長がこれを招集し、議長となる。総会は年一回、役員会は必要の都度、開催する。

(会議の議事)

第12条 総会においては、第四条(事業)に掲げる事業の年間計画報告及び収支計算書について審議し、会員の意向を聴すると共に本会の運営について協議する。

2. 役員会においては、年間事業計画、個別の講習会、親睦会及び見学会等の開催計画を立案し、その実施要領等を決める。

(承認)

第13条 本会の会計の収支決算については、事業計画及び事業報告と共に本部役員に提出し、その承認を受けなければならない。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第14条 この規約は、総会で決議したうえで、本部役員会の同意を経なければならない。

附 則

1. 本規約に定められていない事項については、役員会の決議によるほか、公益社団法人大森法人会の定款を準用する。
2. 本規約は、昭和55年4月1日より実施する。
3. 規約第九条第二項を昭和63年第八回総会決議により変更し昭和63年4月1日より実施する。
4. 規約第九条を第二十一回総会決議により変更し、副部会長を5名以内とする。
5. 社団法人大森法人会の公益社団法人への平成22年12月1日移行認定にともない、名称を変更する。